

東海旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加等に伴う改正）

| 現行 | | 改正 | |
|--------------------------------------|--|--------------------------------------|---|
| 別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者 | | 別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者 | |
| バス事業者 | 伊豆箱根バス株式会社、（中略）富士急山梨バス株式会社、 <u>富士急平和観光株式会社</u> 、富士急シティバス株式会社、富士急静岡バス株式会社、船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社、平和交通株式会社、あすか交通株式会社、山梨交通株式会社、横浜市交通局、横浜交通開発株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社、株式会社じょうてつ、北海道中央バス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、新潟交通株式会社、名古屋市交通局、名鉄バス株式会社、名鉄バス中部株式会社、大阪市交通局、水間鉄道株式会社（以下略） | バス事業者 | 伊豆箱根バス株式会社、（中略）富士急山梨バス株式会社、富士急シティバス株式会社、富士急静岡バス株式会社、船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社、平和交通株式会社、あすか交通株式会社、山梨交通株式会社、横浜市交通局、横浜交通開発株式会社、ジェイ・アール北海道バス株式会社、株式会社じょうてつ、北海道中央バス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、新潟交通株式会社、名古屋市交通局、名鉄バス株式会社、名鉄バス中部株式会社、大阪市交通局、 <u>京都市交通局</u> 、水間鉄道株式会社（以下略） |

附則

この通達は、平成26年12月1日から適用する。ただし、京都市交通局に係る改正については、平成26年12月24日から適用する。